

公 示

滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業について、公募型企画提案(プロポーザル方式)を次のとおり行う。

令和8年2月18日

国立大学法人滋賀医科大学長
上 本 伸 二

記

1. 概要

(1) 事業名称

滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業

(2) 事業内容及び参加資格要件、書類提出期限等

別紙「公募要項」及び「仕様書」による。

2. 問い合わせ先

国立大学法人滋賀医科大学 病院経営戦略課 林、大知、小澤
〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

電 話 : 077-548-2039

F A X : 077-548-2522

メール : hqyodo2@belle.shiga-med.ac.jp

公募要項

1. 業務名

滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業

2. 業務目的

滋賀医科大学医学部附属病院(以下、「本院」という。)玄関西側喫茶スペースにおいて、本院が有償で提供するスペースを使用し、本院担当者と協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、教職員及び外来者向けにその場で抽出したコーヒーを主体とした飲料及びパスタ類を含む軽食を提供するためのコーヒーショップの運営全般を実施する。

3. 業務内容

コーヒーショップ設置・運営に関する業務(別紙「仕様書」を参照)

4. 業務期間

令和9年4月1日～令和19年3月31日(10ヶ年間)

5. 企画競争に参加する者の条件

(1) 参加資格要件

国立大学法人滋賀医科大学会計規程(以下、「会計規程」という。)及び国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則(以下、「契約事務取扱規則」という。)の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和8年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、BまたはC等級に格付けされているものであること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。全省庁統一資格に関する問い合わせは、令和7年3月31日付け号外政府調達第57号の官報(政府調達公告版)の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。

本学における問い合わせ先

「15. 本件に対する問い合わせ先」のとおり

- ② 契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(i) 未成年(婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。)、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者。なお未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合はこれにあたらな

(ii) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、使用人として使用した者。
- ③取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
 - ⑤令和3～7年度の間において、500床以上の病院においてコーヒーストップ設置・運営事業またはそれに類似する事業を継続して3年以上行った実績があること。
 - ⑥個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
 - ⑦国税及び地方税を滞納していない者であること。

6. 公募説明会の日時及び場所

(1) 説明会場所

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学医学部附属病院トリアージ棟会議室

(2) 説明会日時

令和8年3月6日(金) 午前10時30分より

(3) その他

- ① 説明会への参加希望は、事前に「15. 本件に対する問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに連絡すること。
(令和8年2月27日(金)午後5時まで)
- ② 参加者は、公募要項等一式を持参すること。また、参加人数は2名以内とする。

7. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月19日(木)午後5時まで

(2) 受付及び回答の方法

① 質問方法

質問書(様式4)を作成し、「15. 本件に対する問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てにメールを送付すること。

② 本学からの回答方法

令和8年4月3日(金)午後5時までにメールで回答する。

なお、質問内容及びその回答については、質問者だけではなく、すべての公募説明会参加

者に対し送付する。

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 記載すべき内容

審査基準に記載されている事項について、審査に耐えうる情報を記載すること。

また、審査を円滑に進めるため、審査項目に配慮した構成とすること。

(2) 企画提案書の提出先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学 病院経営戦略課 担当：大知、小澤

TEL：077-548-2039

E-mail：hqyodo2@belle.shiga-med.ac.jp

(3) 提出方法

企画提案書は、E-mail でデータを送信するとともに、同じものを次号で示す部数印刷して郵送または持参により提出すること。

① E-mail

- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回により送信することができる。
- ・本学から受信した旨の通知を送信者に対してメール通知する。

② 郵送

- ・レターパック等により送付すること。

③ 持参

- ・受付時間 平日の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時の間を除く）

(4) 提出書類

1	企画提案届（様式1）	全て 正本1部、副本12部 計13部
2	法人等の概要（様式2）	
3	コーヒESHOPP設置・運営実績報告書（様式3）	
4	企画提案書	
5	商業登記簿謄本（原本・3か月以内のもの）	
6	法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書（直近2年間のもの）	
7	決算書の写し（直近3期の事業年度のもの）	
8	令和8年度の参加資格結果通知書（全省庁統一資格）の写し	
9	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を証する書類の写し（所有する場合のみ）	

(5) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時必着

- ・全ての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の差替えは一切認めない。

9. 提案書提出後に辞退する場合の対応について

提案書提出後、新たに生じた事情により辞退する必要がある場合は、辞退届(様式5)を作成の上、「15. 本件に対する問い合わせ先」宛て郵送にて提出すること。(令和8年5月22日(金)午後5時必着)

10. 提案者が多数となった場合の対応について

提案者が多数となった場合については、提出いただいた提案書について本選定委員会委員による事前審査を実施のうえ、上位3者のみに対しプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお審査結果については、これを公表しない。

11. プレゼンテーションの開催日時等

(1) 開催日時

令和8年6月23日(火) 午後1時30分～午後4時(予定)

詳細な日時等についてはプレゼンテーション実施有資格者に別途通知する。なお、応募状況等により開催日時は変更となる場合がある。

(2) 開催場所(予定)

開催通知に記載する。

(3) 持ち時間(予定)

プレゼンテーション(準備時間含む)	20分
質疑応答	10分

(4) プレゼンテーション

提出した企画提案書の内容を持ち時間の範囲内で説明すること。

企画提案書の詳細説明や補足説明のためにスライドや動画等を使用する場合は、提案書との整合性に注意すること。

試飲、試食の提供は不可とし、試飲・試食の準備がされていることを確認した時点でプレゼンテーションに参加する権利を剥奪し、失格とする。

また、補足資料を使用する場合は提案者の責任において印刷配布を行うこと。

(5) 質疑応答

プレゼンテーション終了後引き続きヒアリングを行うため、的確に回答すること。

(6) 使用機材

プレゼンテーションに使用するパソコン等の機材は、提案者において準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本院で準備する。なお、プロジェクターとの接続はHDMIとする。

(7) その他

- ① プレゼンテーションへの参加人数は2名以内とする。
- ② 書類審査において1位となった者については、プレゼンテーション時における点数に対

し30点を、同じく2位となった者については、同様に15点を加算する。

- ③ プレゼンテーションで使用したデータについては、終了後本院担当者の指示する方法により提出すること。
- ④ 新興感染症等の流行状況により、Zoomでのプレゼンテーション実施又はプレゼンテーションを実施せず書類審査のみとする場合がある。その際は、プレゼンテーション対象者に対し別途通知する。

12. 選定方法等

(1) 選定方法

本院が定めた応募資格を全て満たした応募者であり、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションでの説明内容に基づき、本院が定めた審査基準に従い総合的に評価し、契約の目的を十分に達成できる者であると評価できる、最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別途定めた「企画競争評価基準」のとおり。

(3) 選定結果の通知

- ・通知日 令和8年8月中旬（予定）
- ・選定結果は全てのプレゼンテーション実施者に通知する。

13. 契約締結

最終的な仕様内容等については、選定した企画提案を基本とし、本院と契約候補者との協議の上、最終的に決定する。契約内容その他細部については、契約書（案）のとおりとするので熟読すること。契約候補者決定後、必要な条項がある場合等は本院と協議の上決定するが、契約条件等が合致しない場合は、契約締結を行わず、次順位者を契約候補者とする場合がある。

14. その他

- (1) 本企画提案に関して要した一切の費用については、選定結果に関わらず全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 虚偽の内容が記載されている企画提案書等は無効とする。
- (4) 必要に応じ、追加資料を求める場合がある。
- (5) 契約保証金については免除とする。

15. 本件に対する問い合わせ先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学病院経営戦略課病院調達係（大知、小澤）

TEL：077-548-2039

E-mail：hqyodo2@belle.shiga-med.ac.jp

仕 様 書

1. 業務名

滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業

2. 業務目的等

(1)業務目的

滋賀医科大学医学部附属病院(以下、「本院」という。)玄関西側喫茶スペースにおいて、本院が有償で提供するスペースを使用し、本院担当者と協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、教職員及び外来者向けにその場で抽出したコーヒーを主体とした飲料及びパスタ類を含む軽食を提供するためのコーヒーショップの運営全般を実施する。

(2)設置運営場所等：

- ①名 称 滋賀医科大学医学部附属病院
- ②所 在 地 滋賀県大津市瀬田月輪町
- ③開 院 昭和 53 年 10 月
- ④病 床 数 603 床(うち一般病床 569 床)
- ⑤患 者 数 外来 1,233 人/日、入院 498 人/日(令和 6 年度実績)
- ⑥教職員数等(令和 7 年 5 月時点)
 - 教職員等 2,989 人(非常勤職員・業務委託・派遣を含み、休職者は除く。)
 - 学 生 等 1,112 人(大学院生を含む。)
- ⑦業務実施場所 別紙 1 のとおり

3. 営業日及び営業時間

営業日、営業時間は原則として次のとおりとする。ただし、運営事業者の提案により営業時間の延長を提案される場合は、この限りではない。

- (1) 営 業 日：元日を除き年中無休であること。
- (2) 営業時間：(平日) 7 時 30 分～19 時 00 分、(土日祝) 10 時 00 分～18 時 00 分
なお本院が必要と認めた場合に限り、双方合意のもと営業時間の延長・短縮及び営業日の減少を行うことができる。

4. メニュー

- (1) コーヒーショップにおける販売メニューの設定、販売価格の設定については運営事業者の提案によるが、利用者の健康等に留意した多様な選択肢を提供できるよう配慮すること。
注) メニュー及び料金一覧を提案に含むこと。
- (2) たばこ、アルコール類の販売は許可しない。

5. 営業体制

(1) 設置運営場所について

詳細は別紙1のとおり

設置工事の諸条件は、別紙2のとおり

当該業務には共有スペース什器類の衛生管理(簡易清掃)を含む

(2) 清掃及び廃棄物の処理について

使用許可を受けた面積及び共有スペースにかかる清掃は、運営事業者の責任においてこれを行うこと。

(3) 安全衛生管理体制

食品衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策を徹底するとともに、これらに関する問題が発生した場合は、直ちに本院に報告の上、運営事業者の負担と責任において対処するものとする。

鮮度の良い食材を使用し、商品の安全には十分留意すること。

利用者、従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止の体制を整え、事故対応を行うこと。

(4) クレーム処理等の体制

クレーム処理等の体制図を作成すること。

本院並びに利用者の意見に対し、速やかに処理することとし、必要に応じて担当者を早急に現場に派遣することのできる体制を整えること。

(5) 従業員の教育体制

従業員の教育体制図を作成すること。

本仕様書に係る教育・研修制度について、計画を明確にし、体制を整え、実施すること。

また、本院の指定する研修等については、必ず受講させること。

(6) 従業員の配置計画

本院の店舗運営にあたり、組織図を作成すること。

従業員の配置体制について、配置計画表を作成すること。なお変更が生じた場合は本院に対し遅滞なく届け出ること。

6. 管理運営事項

(1) 維持管理費相当額について

【施設維持管理費相当額】

国立大学法人滋賀医科大学固定資産管理規則第18条に基づき、コーヒーショップ設置運営に伴う利用面積に応じた金額を本学に納入するものとする。

【水道・光熱費】

運営事業者による実費負担とし、別途徴収する。

【支払条件等】

本学が指定した期日までに本学の指定口座に入金すること。

【販売手数料】

本院への販売手数料の提案内容については、売上金額(消費税及び地方消費税を含む)の一定率(歩合)とする。

なお上記一定率については、売上高に伴い変動することも可とする。

【その他】

販売手数料は、提案内容に基づき契約を行い、支払条件等については本学と協議の上定めることとする。

(2) 備品について

運営事業者の負担で設置し、修理等については運営事業者の負担とする。

(3) 土地及び建物の使用上の制限について

運営事業者は、店舗の権利の全部または一部を他のものに譲渡し、転貸し、担保に供し、または営業を委託し、もしくは名義貸し等をしないこと。ただし、本学の許可を得た上で運営事業を遂行するために、運営事業者とフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーに運営事業を再委託することを認める。

(4) 契約終了時について

契約終了後、運営事業者の費用負担にて原状回復するものとする。ただし、本院が原状回復は不要と判断した場合はこの限りではない。

(5) 賠償責任について

運営事業者は、運営場所の使用に起因する事故等が発生し、本院並びに第三者に損害を与えた場合は、速やかに誠意を以って対応し、その損害の賠償は運営事業者の責任において全て行うものとする。

(6) 使用上の制限

店舗は病院施設内に設置することから病院の風紀を乱さないよう配慮し、善良な管理者の注意を以て維持保存すること。

店舗等の設置・運営にあたっては、関係法規及び本学並びに本院の関係規程等に定める事項を遵守すること。

運営事業者は、建築、電気、機械および防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければならない。

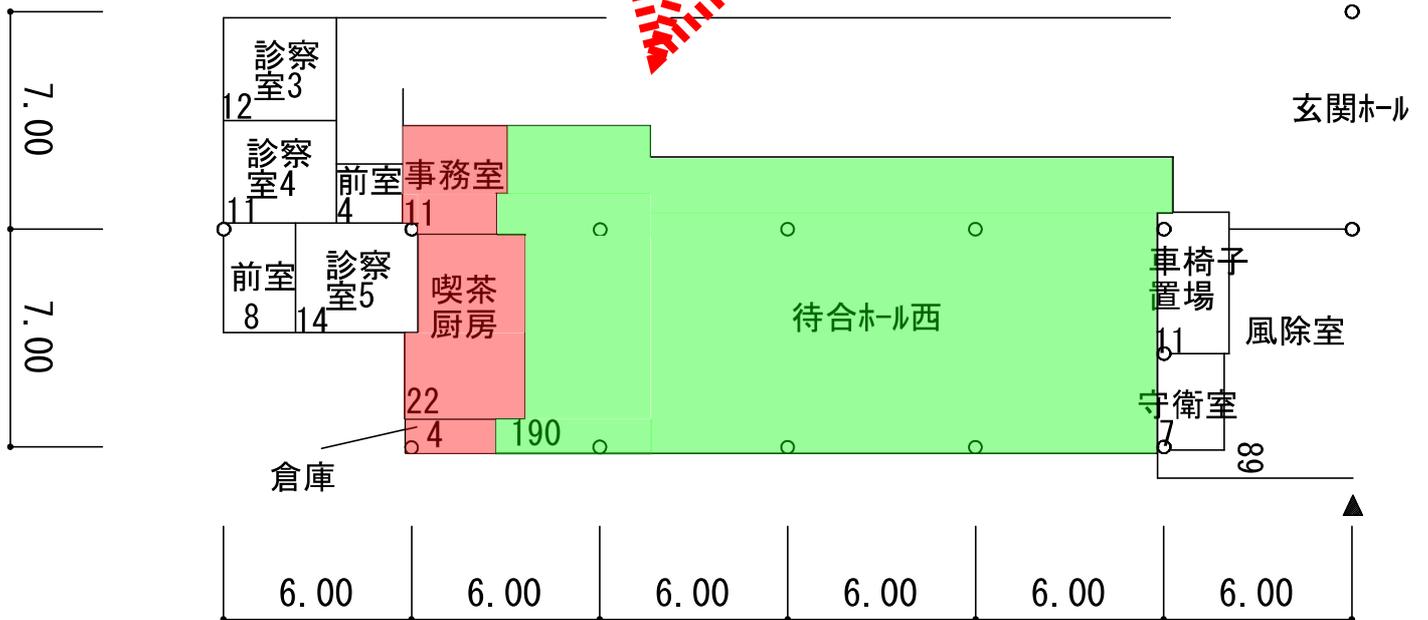
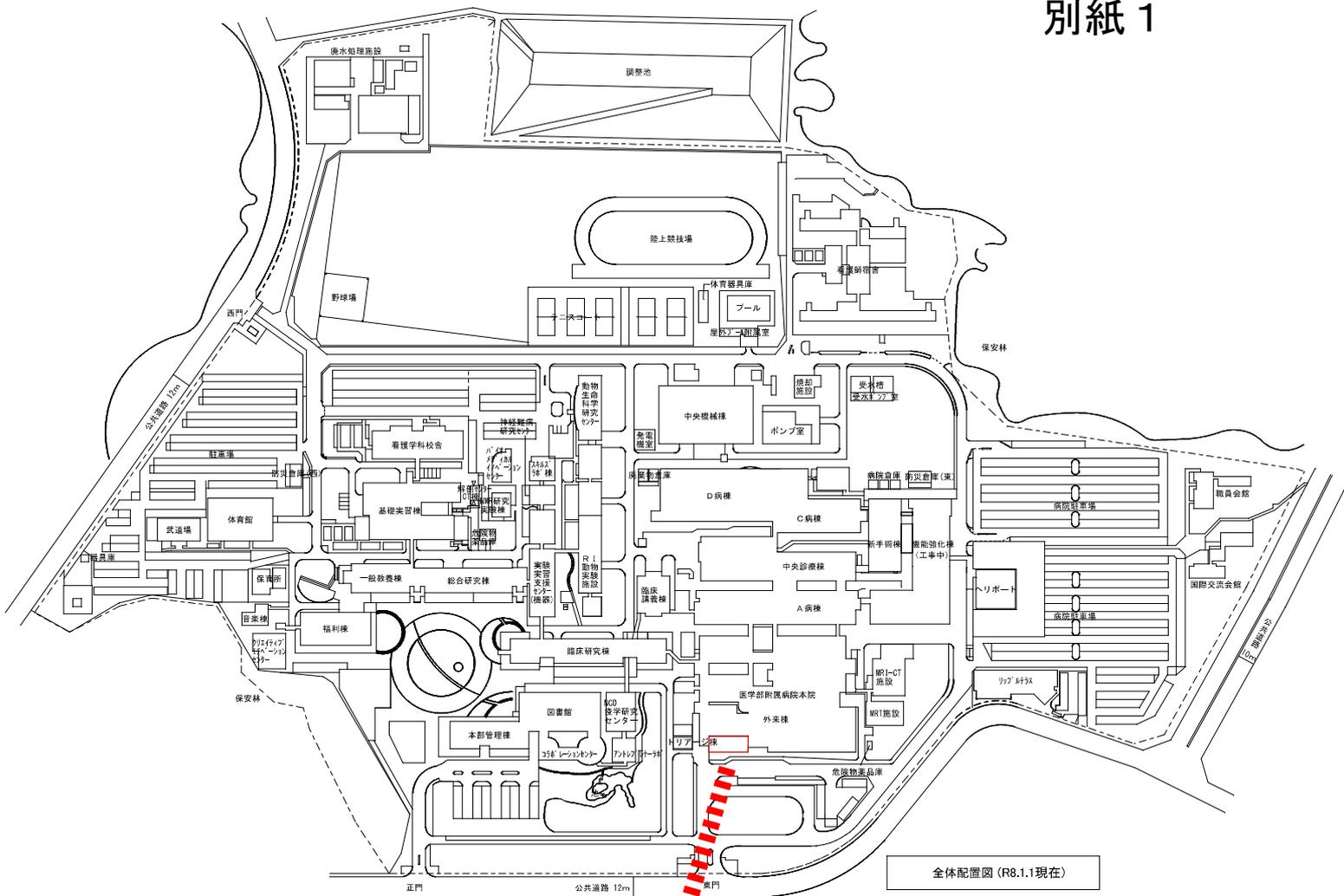
店舗等は、病院施設内の一部であることから常に清潔に保つこと。

(7) その他

①本学で事業実施に伴い掛売処理を依頼する必要があるため、対応すること。

②本学で事業実施に伴い一定数量の注文を行った際は、指定する場所(本院内、リップルテラス、臨床研究棟、臨床講義棟および管理棟)まで配達すること。

以 上



...本事業による提供場所 (37㎡)

...本事業による協力場所 (190㎡) ※貸付料免除

工 事 区 分 表

	工 事 項 目	大 学 側	運 営 事 業 者 側	備 考
建築工事	床			
	厨房	コンクリート直コテ押え	左記以降の全ての工事	
	事務所	コンクリート直コテ押え	左記以降の全ての工事	
	壁			
	店舗間仕切り	PB素地	左記以降の全ての工事	
	店舗内仕切り	PB素地	左記以降の全ての工事	
	天井			
	厨房	コンクリートのまま	左記以降の全ての工事	
電気設備工事	電灯	WHM(指定容量準備)	左記以降の全ての工事	
	動力	WHM(指定容量準備)	左記以降の全ての工事	
	基礎証明	なし	店舗設計に基づく全工事	
	電話	なし	店舗設計に基づく全工事	
	POSレジ	なし	専用POS	
	有線放送	なし	全ての工事(空配管+BOX取付)	
	単独BGM	カットリレーの配線・設置工事	全ての工事(空配管+BOX取付)	
空調換気設備工事	空調設備	全工事	なし	
	冷媒配管	全工事	なし	
	給気設備	全工事	なし	
	排気設備	全工事	なし	
	排煙設備	法定基準設置工事(排煙窓設置)	なし	
給排水設備工事	給水	区画指定位置突き出し(メーター含む)	メーター以降 全工事	
	雑排水	区画指定位置立ち上げまで	左記以降の全ての工事	
防災工事	自動火災報知機	法定基準設置	左記以降の全ての工事	
	感知機	法定基準設置	左記以降の全ての工事	
	非常放送	法定基準設置	左記以降の全ての工事	
	非常照明	法定基準設置	左記以降の全ての工事	
	スプリンクラー	法定基準設置	左記以降の全ての工事	
	誘導灯	法定基準設置	左記以降の全ての工事	
	消火器	なし	法定基準設置及び店舗設計に基づく全工事	
	防火扉	法定基準設置	左記以降の全ての工事	

令和 年 月 日

企 画 提 案 届

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

住 所

名称又は商号

代 表 者 氏 名

印

「滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業」における仕様書及び公募要項等に基づき、企画提案書を提出します。

なお、本件企画提案に係る全ての書類に関して事実と相違ないこと及び公募要項「5 企画競争に参加する者の条件」を満たしていることを誓約します。

担当者連絡先

所 属	
役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※ 本書を表紙に、任意様式（A4判）に企画提案内容をわかりやすく記載してください。

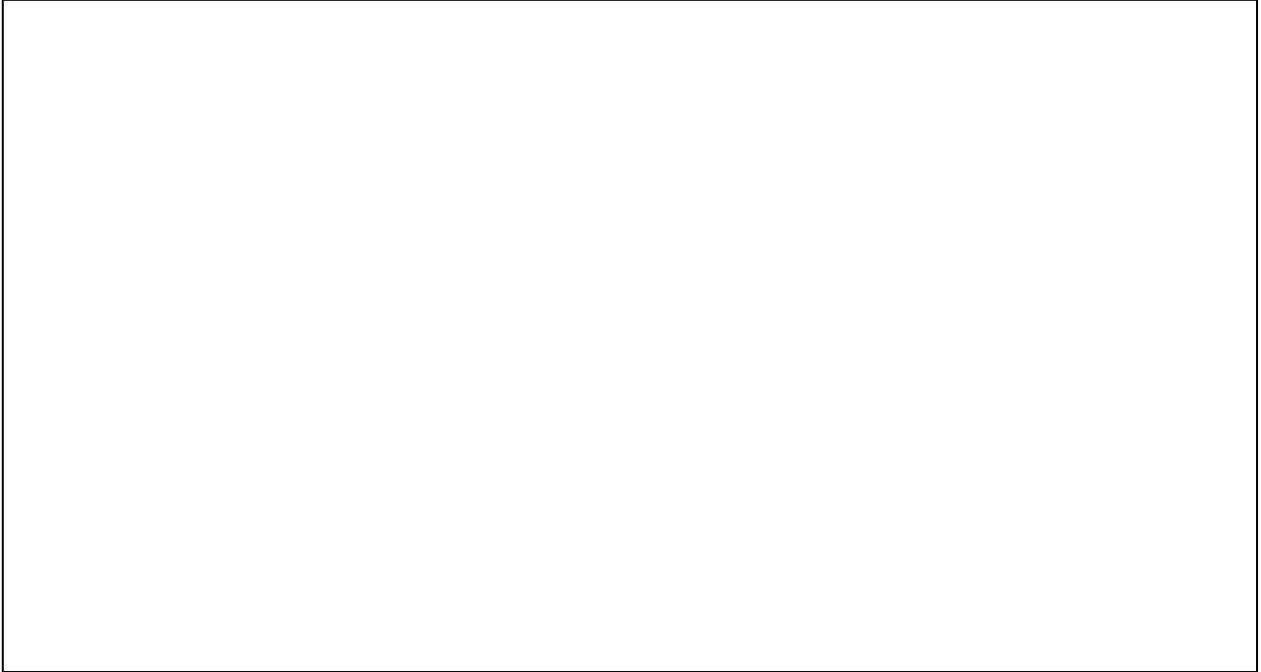
※ **企画競争評価基準 別添1の審査基準に基づき、各項目に関して漏れなく記載してください。**

（上記※部分の文言は企画提案届提出時には削除すること。）

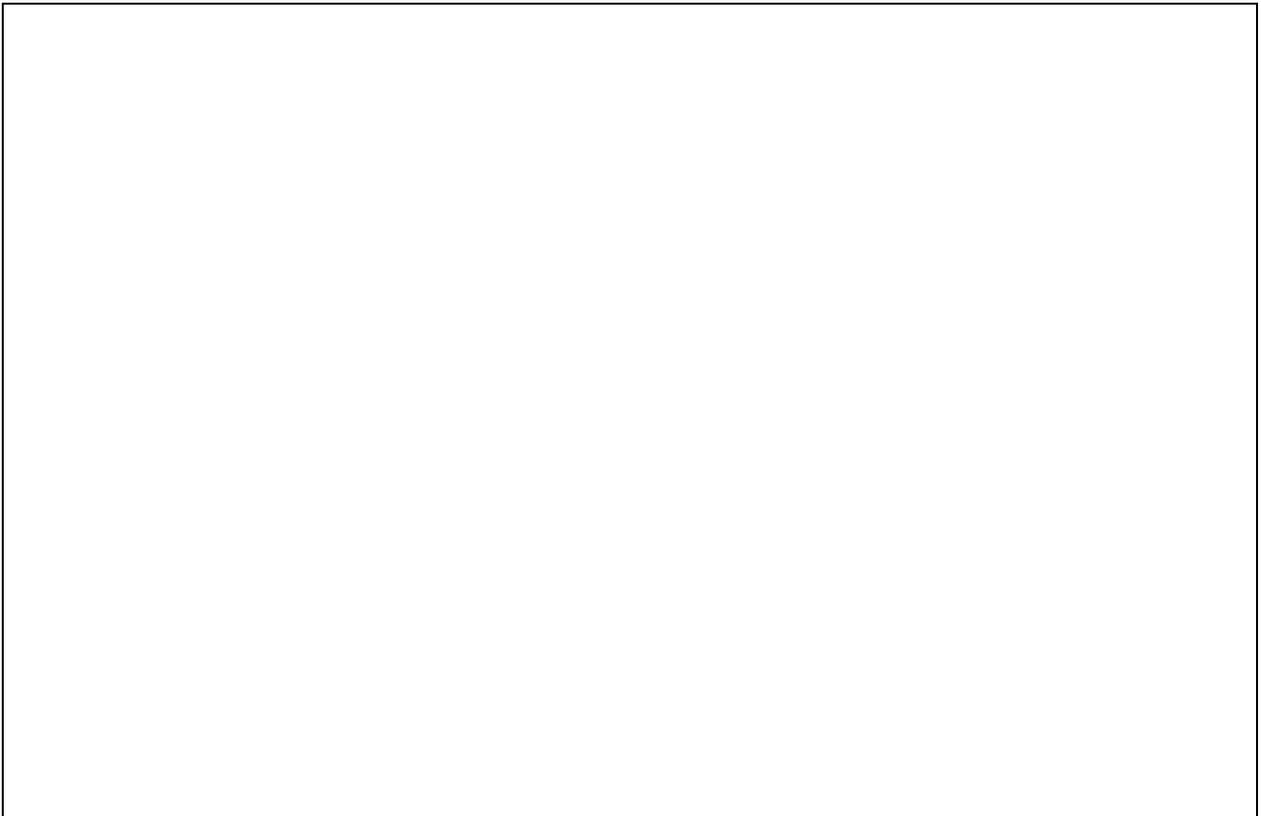
(以下、参考様式)

運営基本方針及び取扱メニューについて

1 基本方針、応募動機及び店舗のコンセプト



2 メニューの種類・価格帯について



衛生管理等について

1 営業時間について

--

2 人員配置計画

勤務体制

時	分	～	時	分	名
時	分	～	時	分	名
時	分	～	時	分	名

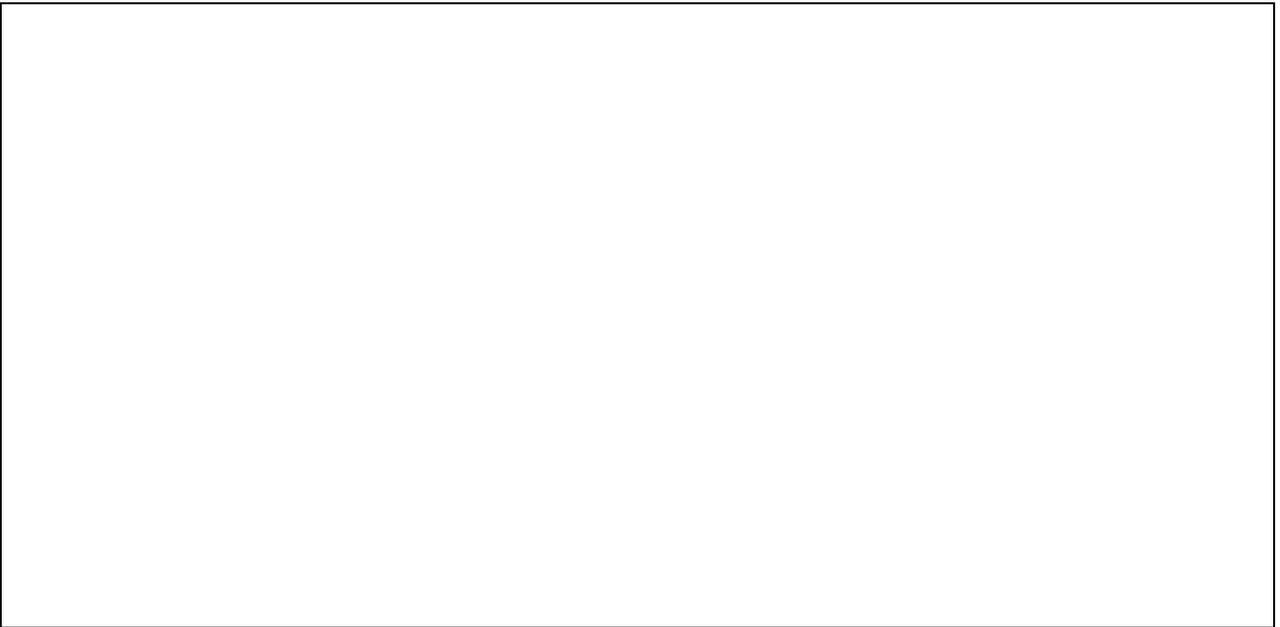
3 従業員研修

--

4 衛生管理体制

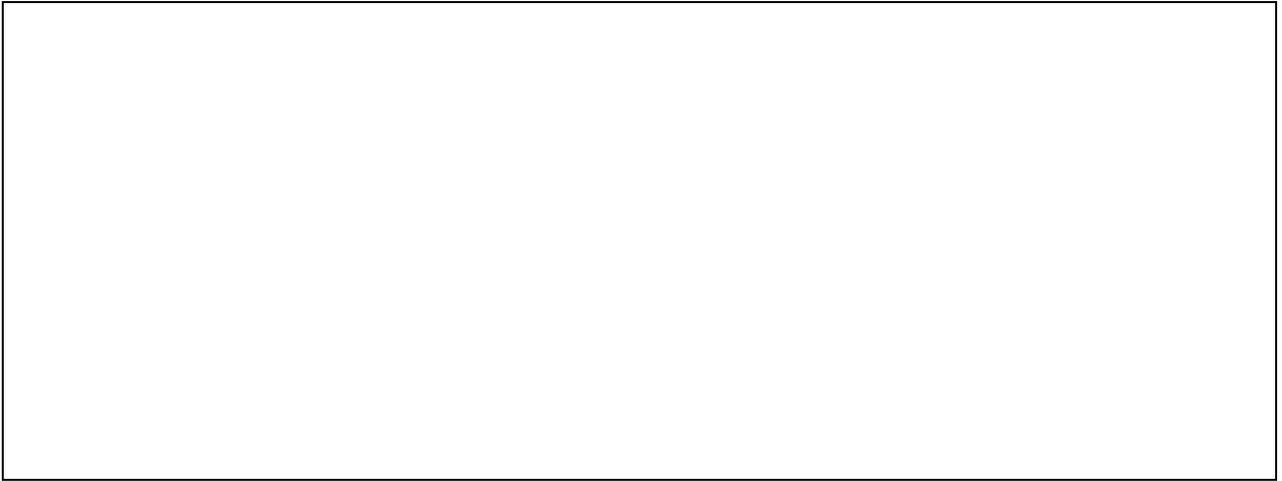
A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to provide details about the hygiene management system.

5 廃棄物の回収及び清掃計画

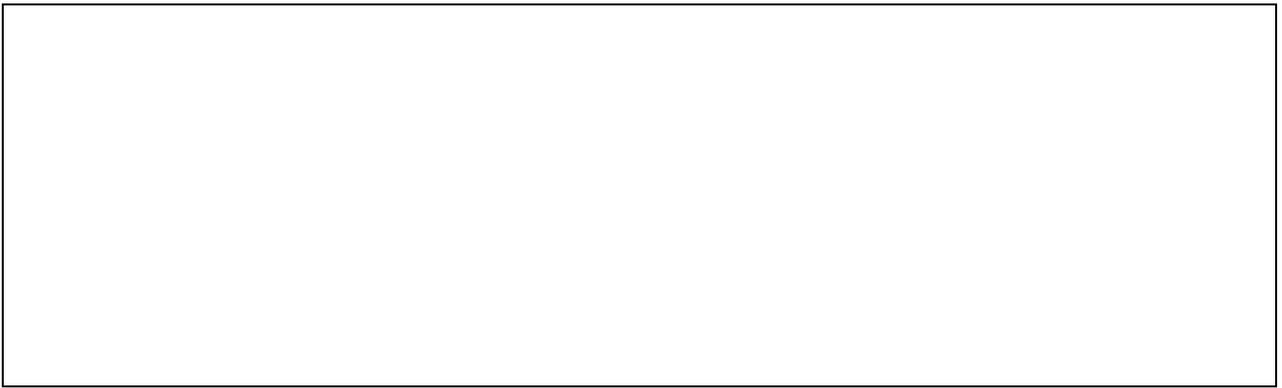
A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to provide details about the waste collection and cleaning plan.

患者等への配慮等について

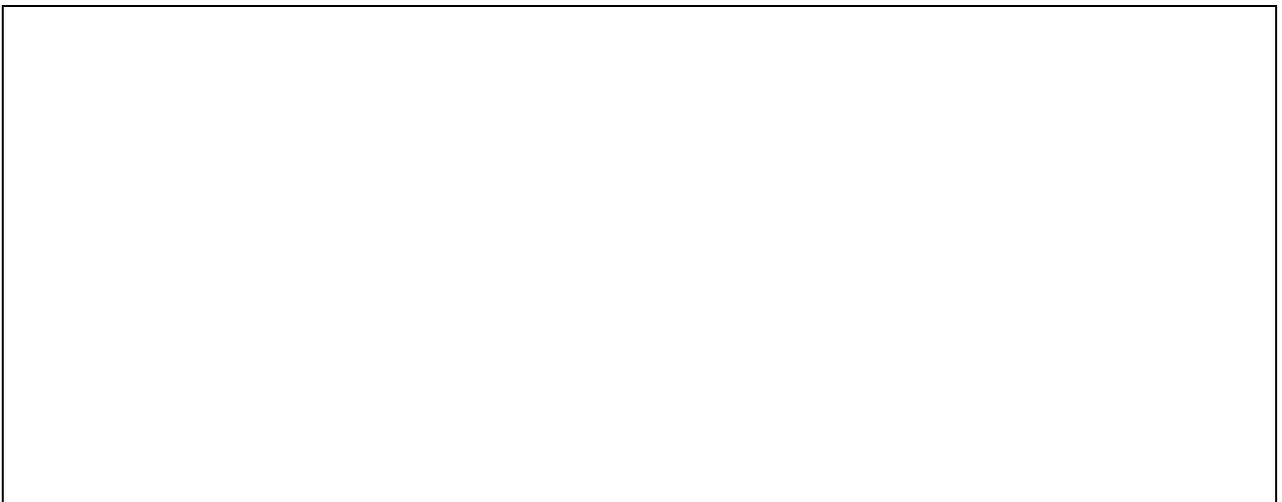
1 障がい車、車いす使用者、点滴スタンド使用者等への配慮について



2 混雑解消策について



3 苦情などへの対応について



経営の健全性について

1 収支計画について

年 間 の 収 支 計 画		
項 目	金額(単位:円)	明 細
売上高		
その他収益		
収益合計		
原材料費		
営業経費	人件費	
	光熱水費	
	使用料	
	小計	
その他経費		
費用合計		
損 益		

※上記表に含まれていない項目についても必要に応じて記載すること。

法人等の概要

法人等名	
本社（店）所在地	
代表者名	
事業内容	
設立年月日	
資本金	
売上高（令和〇年度）	
従業員数	
特記事項	

※特記事項については、今回の業務運営において関連する免許等がある場合の所持状況等について記入すること。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

法人等の概要

(協力的会社・事業所)

法人等名	
本社(店)所在地	
代表者名	
事業内容	
設立年月日	
資本金	
売上高(令和〇年度)	
従業員数	
特記事項	

※協力的会社・事業所とは関連協力的企業、支店、事業所などを意味し、本事業に携わる場合は、必ず記載すること。該当がない場合は「法人名等」に「該当なし」と記載すること。

令和 年 月 日

住所

名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

コーヒーショップ設置・運営事業実績報告書

令和8年2月18日公示の「滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業」の公募に係る標記について、下記のとおり証明を受けましたので、契約書（写）を添えて提出します。

記

契 約 件 名	
契 約 期 間	平成・令和 年 月 日 ～令和 年 月 日(ヶ年)
	平成・令和 年 月 日 ～令和 年 月 日(ヶ年)
業 務 内 容	
病 床 数	床

上記のとおり当医療機関における契約実績があり、また十分に教育された職員を配置し、常に良好な業務を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

(証明医療機関)

所 在 地

医療機関名

代 表 者

印

【問い合わせ先】

ご担当者

TEL ()

コーヒーショップ設置・運営事業実績書

コーヒーショップ設置・運営事業実績状況（令和 年 月 日現在）

契約開始（年月日） ～ 契約終了（年月日）	病院名（委託機関）	所在地	病床数
令和 年 日 ～ 令和 年 日	△△病院		△△床
令和 年 日 ～ 継 続 中	〇〇病院		〇〇床

- ※ 終了年月日は、継続中の場合は「継続中」と記載すること。
- ※ 記載内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ※ 提案者が直接契約を行っているものに限る。

令和 年 月 日

質 問 書

「滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業」公募要項等について、
以下のとおり質問書を提出します。

質問者 連絡先	会社名	
	担当部署名	
	担当者名	
	住所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

質問番号	記載箇所	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

令和 年 月 日

辞 退 届

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

㊤

滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業の公募に対し、参加申込兼
企画提案書を提出しておりましたが、下記理由により辞退いたします。

記

辞退理由（具体的に記載してください。）

(担 当 者)
部 署
氏 名
電話番号 () -
Eメール @

※令和8年5月22日(金)までに提出してください。

相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。但し、損害を与えた施設等を現状に回復したときは、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、乙が本契約書において規定する義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならないものとする。

(サービス事業の業務状況等の報告)

第8条 乙は、定められた期限までに、業務状況報告書を甲に提出するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

- 2 乙は、毎年定期的に収支決算等を書面により甲に報告するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。
- 3 乙は、業務に関し監督官庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 4 乙は、甲が、業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならないものとする。
- 5 甲は、施設等を随時実地調査し、乙に、その管理に関し指示することができるものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならないものとする。

- 2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とするものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

- 2 乙は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な措置を講じるものとし、個人情報を他の目的に利用してはならない。
- 3 乙は、業務の処理を第三者（子会社を含む）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。また、再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 乙は、甲の承認があるときを除き、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 5 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に通知するものとする。
- 6 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を業務委託終了後、速やかに甲に返還するものとする。また、自ら収集し、若しくは作成した個人情報については返還又は廃棄するものとする。
- 7 甲は、乙が本契約の内容に違反していると認めたときは、損害賠償及び契約解除を請求することができるものとする。

(感染症対応)

第11条 患者の生命を脅かす危険性のある院内感染防止や、甲の教職員及びその他の労働者への安全配慮等の観点から、甲が雇用する教職員を出勤禁止とする場合の要件と同等の状態にある請負労働者（管理責任者を含む。）については、甲の請負業務に従事させない。

- 2 甲の請負業務に従事する者の中に、感染症に感染した者及び感染の疑いのある者が発生した場合には、直ちに甲にその旨の報告を行う。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙に本契約に違背する事実があったと認めたときは、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

- 2 甲が必要と判断したときは、アンケート調査等を実施し、運営事業に対する評価を実施できるものとする。その評価結果が著しく不評と判断されるときは、甲は事業内

容の改善に関する協議または要求あるいは契約の解除ができるものとする。

- 3 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により契約の解除を申し出たときは、本契約を解除できるものとする。
- 4 甲は、甲及び乙がサービス事業の継続が不可能と認めたときは、本契約を解除できるものとする。
- 5 甲は、不測の事態により施設等の利用を必要とすることとなったときは、乙と誠意をもって協議のうえ本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。
- 6 乙は、前4項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。
- 7 契約の解除を行うとき又は甲若しくは乙が事業の終了を望むときは、終了の6ヶ月前までに相手方に通知し、契約の解除に関しての協議を行うものとする。

(契約期間満了後の施設等の引渡等)

第13条 乙は、第2条の規定により契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙の負担において甲・乙協議のうえ決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。但し、甲が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできないものとする。

(紛争の解決)

第14条 本契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

- 2 本契約に関する訴えの管轄は、滋賀医科大学所在地を管轄する大津地方裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項について、定める必要が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学長
遠山育夫
(登録番号：T9160005002166)

乙

(登録番号：)

滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業 における企画競争評価基準

1. 選定基準の位置付け

本基準は、国立大学法人滋賀医科大学が公募する滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業者を選定するにあたり、運営事業者選定委員会において最も優れた提案者を運営事業者として選定するための評価基準等を示すものである。

2. 選定方法

運営事業者の選定は、滋賀医科大学医学部附属病院玄関コーヒーショップ設置・運営事業者公募要項8の提出資料を基に、運営事業者選定委員会において、次の手順で合意により行うものとする。

(1) 提出書類の確認

提出時の提出書類が揃っているか確認する。提出書類に不備があった応募者は失格とし、全ての提出書類が揃っている応募者のみを対象とする。

(2) 応募資格の確認

応募者としての資格の有無を確認する。資格のない応募者は失格とし、資格のある応募者のみを対象とする。

(3) 提出書面の審査

審査は、別添1に示す評価項目等に基づく加点審査とする。

加点審査は、委員会委員が評価項目に基づき4段階（4：優～1：劣）で評価したものの合計とする。（480点満点）

また、販売手数料に関する提案については、評価の対象に算定しない。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング実施者の選定

(1)(2)を確認後、(3)の審査を行い、各委員の評点合計で1～3位となった者によりプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

選定後に応募者として資格がないことが判明した場合は失格とする。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに関する審査

審査は、書類審査とは別に評価するものとし、別添2に示す評価項目等に基づく加点審査とする。

加点審査は、評価項目毎に4段階（4：優～1：劣）で評価する。

なお、書面審査において1位の者には審査結果に30点を、2位の者には15点を基礎点として加算する。

(6) 運営事業者の選定

(5)の審査を行い、各委員の評点平均に対し重要度を乗じ(174点満点)、点数の高かった者を交渉順位1位として、次に高かった者を交渉順位2位として公表する。

なお同点の者が複数あった場合については、書類審査時の順位が上位の者を交渉順位1位とする。

(7)交渉順位 1 位の者との交渉期限

交渉順位 2 位の者について、結果公示後 60 日を超えてもなお本学担当者から交渉に関する連絡がない場合は、その権利を消滅させる。

別添 1

評 価 項 目 及 び 配 点

I. 書類審査

評 価 項 目	評 価 の 視 点	評価対象となる内容	配点
1. 運営基本方針の妥当性	・大学病院に求められる患者、教職員等のサービス支援施設としての機能をよく理解したうえで運営方針が提案されているか。	・運営コンセプト、方針 ・営業日、営業時間 ・従業員の配置計画 ・従業員研修、個人情報保護対策	16
2. 取扱メニューの充実度	・患者、教職員等のニーズへの適切な対応が図れるような豊富なメニュー及び価格が設定されているか。	・提供メニュー内容、価格 ・健康メニューの採択の可否	8
3. 衛生管理の充実度	・衛生管理上の対応方針等が認められるか。	・使用食材の仕入時期、使用期限に対する考え方 ・衛生管理体制、清掃及び消毒計画 ・感染対策 ・環境への配慮方針(廃棄物処理方針) ・事故防止、安全対策	20
4. 患者等への配慮及び混雑緩和対策	・障がい者、車椅子使用者、点滴スタンド使用者等への配慮が提案されているか。 ・混雑解消に配慮した対応策が提案されているか。	・障がい者等への配慮 ・混雑解消の対応策	8
5. 経営の健全性	・年間の収支予測について、適正に提案されているか。 ・大規模病院への出店実績があるか。	・年間の収支予測、直近の財務諸表 ・大規模病院への出店実績	8
合 計			60

別添2

評価項目及び配点

II. プレゼンテーション及びヒアリング

評価項目	評価の視点	評価対象となる内容	配点	比重	計
書類審査における基礎点	書類審査結果を評価する。	・書類審査において1位及び2位の者を評価する。	30(15)	1	30(15)
顧客サービスに対する評価	顧客サービスに対し評価する。	・提供メニューの内容について ・決済方法の多様性について ・店舗及び客席等の衛生管理について ・営業時間について ・ケータリングサービスについて（歩行困難な方や高齢利用者に対するケータリングサービス）	20	3	60
営業体制に対する評価	営業体制に対し評価する。	・従業員教育体制について ・クレームへ処理体制について ・安全衛生管理体制及び公衆衛生管理体制について ・災害時における協力体制について	16	3	48
その他	アピールポイントに対し評価する。	・独創性について ・販売手数料（ロイヤリティ）提案内容について	8	2	16
ワーク・ライフ・バランスに関する評価	ワーク・ライフ・バランスに関し評価する。	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）【4～20】 ②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）【4～20】 ③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定【16】 ④上記に該当する認定等を有しない【0】	20	1	20
合 計					174